

令和6年度特用林産生産資材価格高騰支援事業の事業実施希望者の募集について

鳥取県県産材・林産振興課
令和6年12月20日

生産コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、高騰する小麦ふすま、おが粉等の次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援し、経営の体質強化を図ることを目的に、国庫補助事業を活用し、標記の支援事業を実施します。

ついては、当該支援事業の事業実施希望者を下記のとおり募集しますので、内容をご確認いただき、支援を希望される場合は、募集期間内に応募申し込みいただきますようお願いいたします。

記

1 事業内容

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（以下、「交付等要綱」という。）別表の区分欄「1 きのこの生産資材導入支援」及びきのこの生産資材導入支援実施要領（以下、「実施要領」という。）のとおり。

その他、今後制定する当事業に係る本県の補助金交付要綱の各規定に従うこととする。

2 事業実施主体の要件

次の（1）又は（2）を満たす者とする。

（1）自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者^{※1}に限る。以下同じ。）であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）

（2）取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（以下「取りまとめ者」という。）

※1 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種^{※2}に属する事業を主たる事業として営むもの

※2 卸売業、サービス業及び小売業に属する事業を主たる事業として営むものは除く。

3 募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月10日（金）まで

4 提出書類

次の（1）～（6）の資料を上記3の期間内に下記6へ提出すること。

- （1）様式1 応募申込書
- （2）様式2 特用林産生産量調査票
- （3）様式3 特用林産生産資材価格高騰調査票
- （4）様式4 きのこの生産資材導入支援取組計画書（実施要領参考様式第1-1号及び第1-2号）
- （5）様式5 きのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）（実施要領参考様式第2号）
- （6）様式6 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業者向け）又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（自治体・民間事業者向け）（実施要領様式第2号）

5 調査様式の記載方法

- （1）「様式1 応募申込書」について

- ・申込者の氏名、住所を記載すること。（押印は任意）
 - ・申込の内容について、対応いただける方の連絡先を担当欄（枠囲いの箇所）に記載すること。
- (2) 「様式2 特用林産生産量調査票」について
- ・様式中の記載要領を確認のうえ入力すること。
 - ・薄黄色の塗潰しのセルが入力箇所（備考欄は必要に応じて参考情報を記載。）になる。他のセルは数式による自動計算にエラーが生じないように、変更を行わないこと。
- (3) 「様式3 特用林産生産資材価格高騰調査票」について
- ・様式中の記載要領をご確認のうえ入力すること。
 - ・対象資材は、「原木、種駒（封ろう・菌栓含む）、菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材」です。流通や付加価値向上のための資材（段ボールや化粧箱等）は対象にならないので、留意すること。
 - ・単位生産量の根拠についても記入漏れがないように留意すること。
- (4) 「様式4 きのこの生産資材導入支援取組計画書」について
- ・様式に従い、各欄の記載すること。
 - ・第2の「きのこの販売収入が事業収入の過半を占める」欄のチェックは必須。きのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類を添付すること。
 - ・第2の「経営費に占める電気代の割合15%以上」欄のチェックは該当する場合にチェックを入れること。チェックを入れる場合、経営費に占める電気代の割合を証明する書類（直近一年分の確定申告や決算書等）を添付すること。
 - ・第2の「次期生産量(kg)」欄は様式2の「次期生産量(kg)」(セルI列)及び第2の「年間平均生産量(kg)」欄は様式2の「3ヶ年平均生産量(kg)」(セルH列)の数字と整合させること。
 - ・第3の「次期生産量」欄は、第2の「次期生産量」の合計値と整合させること。
- (5) 「様式5 きのこ生産コスト低減等実施計画書(チェックシート)」について
- ・実施する(している)取組メニューに「○」を付すこと。
 - ・生産資材の国産化に向けた取組、コスト低減に向けた取組のいずれも、令和6-7年度に取り組むことが必須。
 - ・「生産資材の国産化に向けた取組」は具体的な取組内容を記載すること。
 - ・「コスト低減に向けた取組」は、「令和6年度または令和7年度」の取組」に、チェックポイントの取組メニューが15個以上必要。そのうち2つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにすること。
 - ・令和5年度から継続して当事業を活用される場合、令和5年度に「令和5-6年度」の欄を「◎」としたものは「令和5年度までの取組」欄を「○」とし、「令和6-7年度」の欄で拡充等を行うものを「◎」すること。
- (6) 「様式6 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(林業事業者向け)又は環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(自治体・民間事業者向け)」について
- ・事業実施主体が、林業事業者の場合は林業事業者向けのチェックシートを、自治体及びその他民間事業者の場合は自治体・民間事業者向けのチェックシートをそれぞれ使用すること。
 - ・各取組については、事業実施期間中に必ず実施すること。
 - ・(4)⑨「関係法令の遵守」についての関係法令は別紙のとおりとする。

6 提出先

地区	地方機関名	住所	電話
東部	東部農林事務所 八頭事務所農林業振興課	〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100	電話：0858-72-3836 FAX：0858-73-0136
中部	中部総合事務所 林業振興課	〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2	電話：0858-23-3341 FAX：0858-23-3509

西部	西部総合事務所 農林局農林業振興課林業振興室	〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1	電話：0859-72-2018 FAX：0859-72-2125
日野	西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局農林業振興課	〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1	電話：0859-72-2018 FAX：0859-72-2125

7 留意事項

- (1) 実施要領別記1第3の2で定める定額の支援単価については、今回の調査結果を踏まえ設定する。
- (2) 様式5のきのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）（以下「実施計画書」という。）に基づきコスト低減等に向けて取り組むものとし、目標年度となる令和7年度までの取組状況について提出を求める。
- (3) 補助金の交付を受けた事業実施者が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。
 - ア 交付要件を満たさないことが確認された場合
 - イ 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合
 - ウ 取組実施者の令和7年度又は令和7年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合
 - エ アからウまでの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和7年度若しくは令和7年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。
- (4) 当事業は国庫補助金を財源として実施するものであり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等関係法令が適用される。

(別紙)

「関係法令の遵守」の関係法令については次のとおりとする。

○適正な防除

- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号） 等

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
等

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 等

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号） 等

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号） 等

○環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号） 等